

NEWSWAVE

新しい時代を切り拓く実践経営情報紙

著者 日本ビズアップ株式会社
発行 税理士法人森田会計事務所
〒630-8247
奈良市油阪町456番地 第二森田ビル 4F
TEL(0742)22-3578 FAX(0742)27-1681

インパクト投資など社会的リターンを求める動きが加速 不動産セクターでカギを握る「GRESB」とは？

環境 (Environment)、社会 (Social)、企業統治 (Governance) に対する企業の取り組みを重視し銘柄を選定する「ESG投資」。経済産業省がESG投資を促すインセンティブ制度創設を提言するなど日本でも浸透しており、昨年8月にQUICKが実施したアンケート調査 (上場企業361社が回答) では、47%がESGに取り組んでいると回答した。

そこで今、注目したいのが不動産セクターだ。今年2月には国土交通省が、不動産会社やファンドが投資する不動産のESG領域における貢献度を数値で開示するためのガイドラインを策定する方針を示した。また、最近では社会的リターンの生成を意図した「インパクト投資」も増えており、経済的リターンのみを求める投資から

の転換を表している。この投資手法はリターンを犠牲にする可能性もあるが、不動産セクターで投資判断する際に75社以上が活用しているのがGRESBだ。

GRESBのパートナーであるCSRデザイン環境投資顧問 (株) の社長で、国交省の「ESG不動産投資のあり方検討会」委員も務める堀江隆一氏は、GRESB参加のメリットとして「ポートフォリオの経済的リターンを確保しつつ環境や社会へのインパクトを計測できる」「サステナビリティに関する取り組みを同業他社と比較し、改善計画を策定できる」「投資家やステークホルダーに対し、サステナビリティの成果を伝えられる」を挙げた。不動産投資のトレンドを掴みたいなら、その動きをチェックして損はない。

キャッシュレス決済のポイント還元 個別店舗は5%、コンビニ等は2%

政府は、本年10月1日の消費増税に伴い、需要平準化対策として、消費税率引上げ後の一定期間に限り、中小・小規模事業者によるキャッシュレス手段を使ったポイント還元・割引を支援する。

キャッシュレス・消費者還元事業は、10月1日の消費税率引上げ後2020年6月末までの9ヵ月間について、消費者がキャッシュレス決済手段を用いて中小・小規模の小売店・サービス業者・飲食店等で支払いを行った場合、個別店舗については5%、コンビニなどのフランチャイズチェーン加盟店等については2%を消費者に還元する。

幅広く中小・小規模事業者を対象とするが、(1) 社会通念上不適切と考えられる者 (風俗店等)、(2) 換金性の高い取引 (商品券、プリペイドカード等)、(3) 別途の需要平準化対策が講じられる

取引 (住宅、自動車)、(4) 一部の消費税非課税取引がその取引の太宗を占めると考えられる者 (医療機関等) は対象外となる予定。キャッシュレス決済の手段は、クレジットカードを始め電子マネー、QRコードなど幅広く対象となる。

事業に参加する決済事業者は、中小・小規模事業者に課す加盟店手数料を3.25%以下にしておく必要がある。中小・小規模事業者がキャッシュレス決済を導入する際に、必要な端末等導入費用の1/3を決済事業者が負担することを前提に、残りの2/3を国が補助する。したがって、中小・小規模事業者の自己負担はない。